

現
行

○留 学

- ・大学の判断により、履修できる授業科目や単位認定の方法等、大学間で協議を済ませた外国の大学で学修することをいう。大学の判断で修業年限に通算することが可能。
- ・上記によらず、学生が個人として在学中に休学し、外国の大学で学修する「休学留学」の場合、修業年限には通算できない。

ダブル・ディグリー

共同教育プログラム

○単位互換協定

- ・国内大学間と同様に、我が国の大学が外国の大学又は短期大学と単位互換協定を結んだ場合、留学等により修得した単位について、自大学で修得したものとみなすことができる。
- ・昭和47年の制度発足当初は学士課程の場合、30単位が上限であったが、現在は60単位まで認められている(修士課程は10単位が上限)。

○外国大学日本校の指定制度

- ・外国大学の日本校のうち、当該外国の学校教育制度において当該外国大学の一部と位置付けられているものを指定し、当該外国大学に準じて取扱うことを可能とする制度。
- ・上記制度により、我が国の大学院への入学資格、大学への転学、大学等との単位互換について国内の大学と同様に認めている。(H25.8末現在、4校)

○海外キャンパス

- ・我が国の大学が外国において学部、研究科、学科等の組織を置いて教育活動を行う場合、大学設置基準等を満たしたものについては我が国の大学の一部(海外校)として位置付けることを可能とするための制度。
- ・海外オフィスや交流拠点は多くの大学が設置しているが、海外キャンパスの活用事例はまだ無い。

新
規

◇ジョイント・ディグリー

- ・連携する大学間で開設された共同プログラムを修了した際に、複数の大学が共同で単一の学位を授与する制度で、欧州を中心に発展。
- ・我が国においては、国内の大学間では「教育課程の共同実施制度」によりすでに共同の教育課程編成及び学位授与が可能となっている。

◇海外サテライト(仮称)

- ・上記の海外キャンパスのように学部・学科等の大規模な組織は設けず、国内のサテライトキャンパスのように簡易な方法で海外展開を可能にする制度。
- ・一方で、外国における学生の学修環境の確保等、展開される教育の質にも十分配慮することが求められる。

外国大学との共同教育プログラムの履修に対する学位授与について

○我が国の大学に在籍する学生が、外国大学との共同教育プログラムを履修した場合、学位授与の方法として、主に、以下のような方法が考えられる。

	①学位記+サティフィケート	②ダブル・ディグリー	③ジョイント・ディグリー
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">学位記 (A大学)</div> + <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">サティフィ ケート</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">学位記 (A大学)</div> + <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">学位記 (B大学)</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">学位記 (A大学、B大学連名)</div>
定義	○通常の1つの学位記に加えて、当該教育プログラムが外国大学との共同プログラムであることや、外国大学との共同研究指導が行われたことなど、プログラムの性質などを記した「サティフィケート」(※学位ではない)を別途授与するもの。	○単位互換等の活用により、一定の教育プログラムの履修に対して、複数の大学からそれぞれ授与される学位。	○2以上の大学が連名で授与する、1つの学位。
教育プログラム	○教育プログラムについて、各大学間で十分に協議されていることが望ましい。	○教育プログラムについて、各大学間で十分に協議されていることが望ましい。	○共同学位を授与するためには、各大学間で教育プログラムについて十分に協議されていることが不可欠。
学位授与	○大学が、当該国の制度にしたがって学位やサティフィケートを授与することができる。	○各大学が、それぞれの国の法制度にしたがって学位を授与することができる。	○学位授与について、各国の法制度の違いがハードルとなる。 ※有効な共同学位とするためには、外国大学が当該国で学位授与権を有していることが必要

現行制度で実施可能

制度改正が必要

ジョイント・ディグリーに関する議論の経緯

- 平成20年9月～平成20年9月の文部科学大臣諮問「中長期的な大学教育の在り方について」を受けて、欧州のエラスムス計画やボローニャプロセスなどの動きを踏まえ、我が国の大学がダブルディグリー等の国際的な共同教育プログラムを通じた、各国・地域との組織的・継続的な教育連携の構築を促進するための方策について、中教審での議論が開始された。
- 平成22年5月 中教審大学分科会大学グローバル化検討ワーキンググループにおいて、「我が国の大学と外国の大学間におけるダブル・ディグリー等、組織的・継続的な教育連携関係の構築に関するガイドライン」を策定。本ガイドラインにおいては、海外との大学連携促進を目的として、これまで必ずしも明確でなかった関連用語の定義や留意事項等の整理を行い、各大学での円滑な連携関係構築のための指針を示した。
- ※この時のジョイント・ディグリーに関する整理では、複数大学による単一の学位記の授与ではなく、法制的に可能であったサティフィケートの発行を想定したものだ。
- 平成23年1月 「第5期・中央教育審議会大学分科会の審議経過と更に検討すべき課題について」において、ジョイント・ディグリーについて、以下のとおり大学教育のグローバル化に関する検討課題として整理した。
- (検討すべき課題)
- (イ)ダブル・ディグリーに続いて、今後、ジョイント・ディグリー(複数大学が連携で学位記を授与)が可能となるような制度的な対応の検討
- (検討事項例)
- ・大学設置基準をはじめとする関連法令の規定の在り方
 - ・教育課程、単位、学位等に関する取扱い
- 平成24年2月 有識者による「ジョイント・ディグリーの在り方に関する検討会」が開催(平成23年7月～平成24年2月:計10回)され、検討会としての報告書(参考資料1)がとりまとめられた。本報告書においては、ジョイント・ディグリー等についての、国際的な状況を概観しつつ、海外大学とのジョイント・ディグリーやダブル・ディグリーの定義及び意義や質保証の仕組みの在り方、ジョイント・ディグリー・プログラム編成に当たっての留意点を整理し、国際共同学位についての基本的な考え方をとりまとめた。
- 平成25年5月 教育再生実行会議の第三次提言において、「国は、(中略)ジョイント・ディグリーの提供など現行制度を超えた取組が可能となるような制度面・財政面の環境整備を行う」ことが提言された。

ダブル・ディグリーについて

○ダブル・ディグリーとは、一般に、「単位互換の活用等により、一定の教育プログラムの履修に対して、複数の大学からそれぞれ授与される学位」のことである。

○学生にとっては、修業年限や修得単位数、費用負担を減らした上で、複数の学位を取得できるというメリットがある。

○ダブル・ディグリーは、各大学が共同で教育課程を編成している場合もあるが、単位互換方式を活用しているケースも多く、後者の場合には、各大学が提供する異なる教育プログラムをそれぞれ修了することになる。

○各大学が別個に学位を授与しているため、シングル・ディグリーと変わらない修業年限や修得単位数、論文数で、外形的にシングル・ディグリーと区別できない形で、複数の学位授与が行われているケースも生じている(JD型DD)。



ジョイント・ディグリーについて

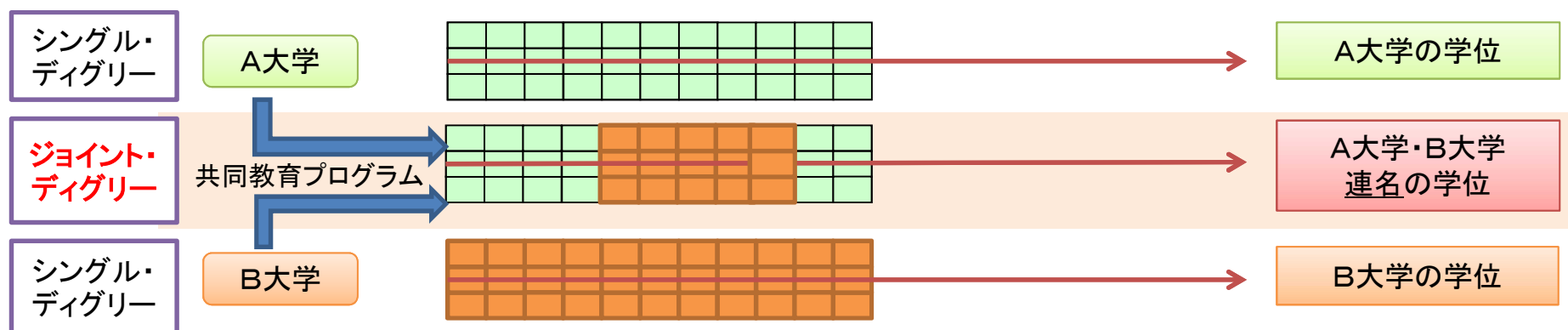
○ジョイント・ディグリーとは、通常、「複数の大学が連名で授与する、単一の学位」と定義される。

○ジョイント・ディグリーを授与するためには、複数の大学による共同教育プログラム(ジョイント・プログラム)の設定が前提となるため、

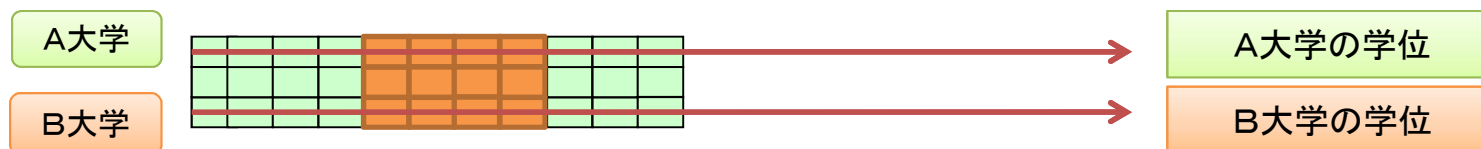
- ・複数の大学における、より優れたリソース(教員、研究施設等)を相互に活用することができる、
 - ・複数の大学が教育プログラムについて検討する中で、ナンバリングやキャップ制の推進や、共同での研究指導・論文指導、学位審査など、国際的な通用性のある質の高い教育プログラムとなることが期待される、
 - ・学生にとっても、通常の学修期間や学修量の範囲で、外国大学を含めた多様な学修機会を得ることが可能であり、また、学位記にも明記されるため、就職等においても適切に評価されることが期待される、
- といったメリットがあると考えられる。

○また、現行のダブル・ディグリー・プログラムの中には、本来はジョイント・ディグリーとして位置づけるべきと考えられるもの(JD型DD)もあり、ジョイント・ディグリーを可能にすることで、適切な学位授与にもつながることも期待される。

○なお、国内の大学間のジョイント・ディグリーについては、平成20年の大学設置基準改正により導入済みである。



(参考)JD型ダブル・ディグリー



ジョイント・ディグリーの導入に関する論点

○日本国内で有効な学位授与を行うためには、国による設置認可を受けていることが前提となる。そのため、ジョイント・ディグリーの検討に当たっては、外国大学による学位授与を、どのように国内法制に位置づけていくかが大きな課題となる。

【主な論点】

○日本の法制度において、外国大学と共同での学位授与を認めていくためには、どのような条件が必要か。

※外国大学の質保証をどのように担保するか。どのようにして国内の学位授与権を認めるか。

○共同教育プログラムの質を、どのように担保するか。

※認証評価機関が、プログラムをどのように評価するのか。

○対象とする共同教育プログラムとして、どのようなものを想定するか。

※一定のしっかりとした組織を求めるか、アドホックなものでもよいとするか。

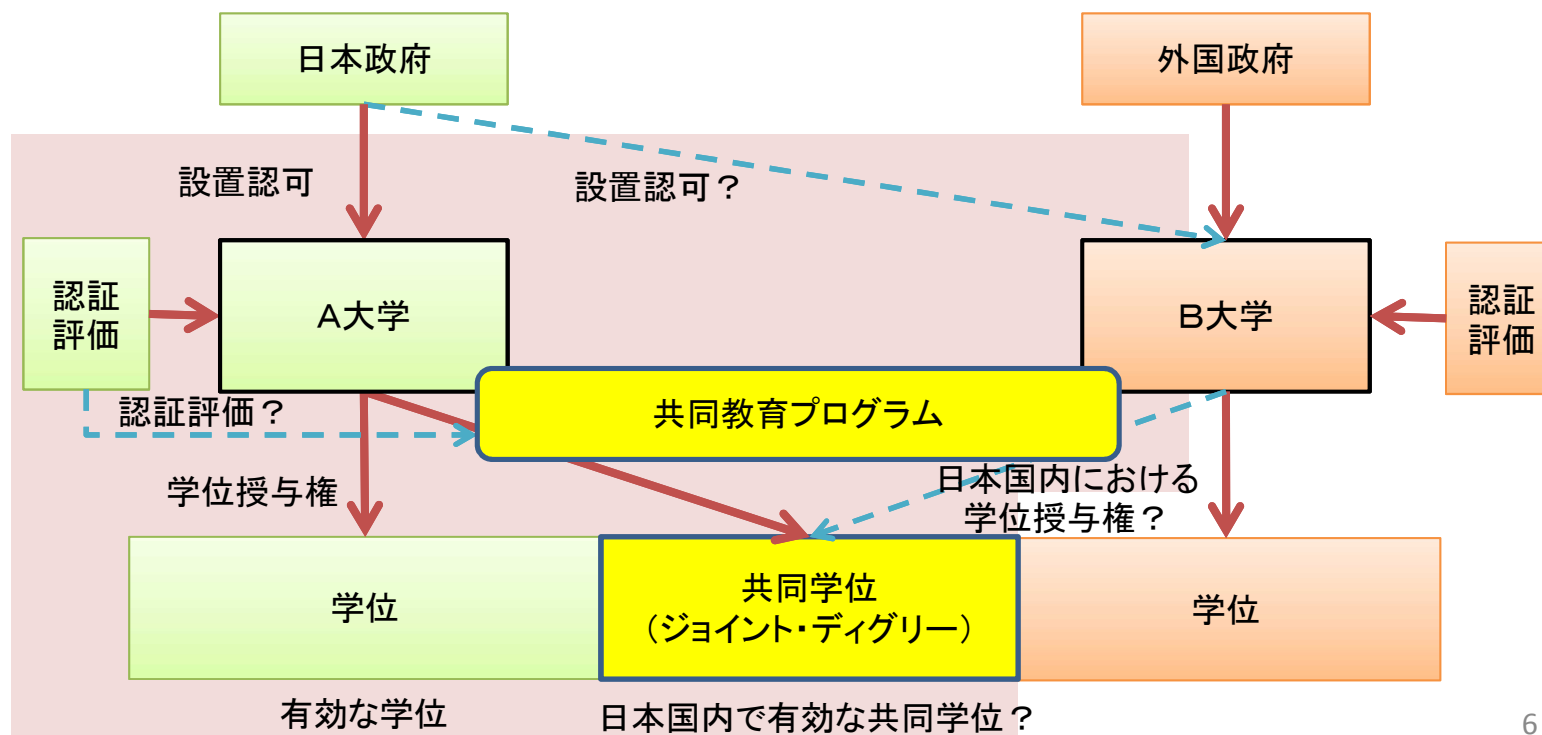
制度的検討事項

大学設置基準

大学は必要な授業科目を自ら開設することが必要(19条)

学位規則

国内の大学の連名での学位授与は認められているが、外国大学については認められていない。(10条の2)



(参考) 大学における教育課程の共同実施制度

■ 制度の趣旨

- 経済・社会のグローバル化の中、大学は「知の拠点」として各地域の活性化への貢献とともに、国際的な大学間競争の中で新たな学際的・先端的領域への先導的な対応も必要。
- このため、複数の大学がそれぞれ優位な教育研究資源を結集し、共同でより魅力ある教育研究・人材育成を実現する大学間連携の仕組みとして教育課程の共同実施制度を創設。
- 平成25年8月現在、学部4共同課程(延べ8大学)、大学院6共同課程(延べ12大学)が設置されている。

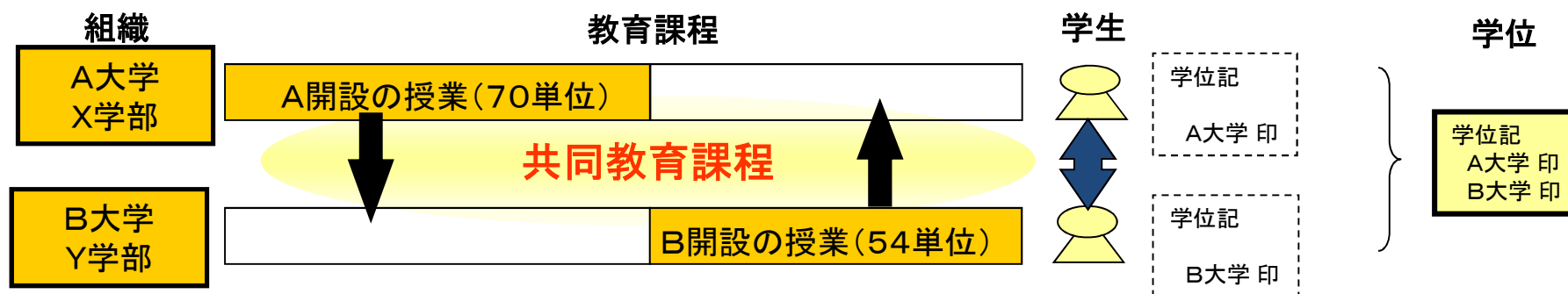
(学部段階)

共同獣医学課程	北海道大学、帯広畜産大学
共同獣医学科	岩手大学、東京農工大学
共同獣医学科	岐阜大学、鳥取大学
共同獣医学部	山口大学、鹿児島大学

(大学院段階)

共同ライフサイクルデザイン工学専(修)	秋田大学大学院、秋田県立大学大学院
共同教科開発学専攻(博)	静岡大学大学院、愛知教育大学大学院
共同ナノメディシン科学専攻(博)	名古屋工業大学大学院、名古屋市立大学大学院
共同先端生命医科学専攻(博)	東京女子医科大学大学院、早稲田大学大学院
共同原子力専攻(修)(博)	東京都市大学大学院、早稲田大学大学院
共同先進健康科学専攻(博)	東京農工大学大学院、早稲田大学大学院

■ 共同実施制度のイメージ



※ 構成大学のうちの他の大学における授業科目の履修を自大学の授業科目の履修とみなす。(設置基準19条の特例)

※ 各構成大学において、31単位以上の単位を修得することが必要。

(参考) 単位互換

